

2017年度 聖学院大学総合研究所 埼玉税法研究会主催 / 聖学院大学広報課共催
第4回埼玉税法研究会
 -関東信越税理士会 二時間認定研修-
「破産法の実務と課題～同時廃止手続きを中心に～」 報告



司会：柴田武男先生（上段左）
 発題者：木村裕二先生（上段中央）
 コメンテーター：吉川保弘（上段右）

埼玉税法研究会は、5月13日の土曜日にヴェリタス館教授会室にて開催されました。今回は、通算第四回となります。基調講演は木村裕二特任講師による「破産法の実務と課題～同時廃止手続きを中心に」です。税法研究会で破産法とはやや意外と思われる方もおられまじょうが、これは、税理士補佐人制度を意識しての設定です。租税に関する訴訟が高度な専門性を有していることから、行政上の不服申立手続と同様に、訴訟手続においても、租税の専門家である税理士が補佐人として、納税者を常に援助し得ることが、申告納税制度の円滑、適正な運営に資することになるとの趣旨から、平成13年度の税理士法改正において新設された制度です。つまり、これまで以上に、税理士が裁判に関わる事が期待されているのです。

関連して重要と思われるのが破産事件です。その中でも実務に関わらないと理解しにくいのが同時廃止手続きでしょう。弁護士として破産実務に長らく関わってきた木村特任講師はこの問題の第一人者です。実際に、外部から参加された税理士

の方から、とても興味深いテーマ設定なので参加したとお聞きしました。参加者は、出席者数合計52名で内訳として、Web申込13名、教職員他17名、当日受付3名、院生19名です。また、今回特筆しておくべきことは、関東信越税理士会から認定研修を受けたことです。税理士には、所属する税理士会から年間36時間の研修時間を義務づけられています。この研修対象に、埼玉税法研究会の基調講演2時間が認定されたということです。もちろん、院生から修士論文構想報告が行われました。会長の吉川先生からの的確なコメントを初めとしていつもながら熱心なやりとりが行われました。

前回から始まった、終了後の宮原駅近辺の居酒屋一番鶏での懇親会も全員参加の盛況でした。先生方から過分のカンパも寄せていただき、楽しくも充実した一時を過ごせたことを事務局長として厚くお礼申し上げます。秋には11月25日に第五回埼玉税法研究会が予定されております。どうぞ、みなさま手帳に書き留めてご予約をとしてよろしく御願ひ申し上げます。

（文責：柴田武男〔しばた・たけお〕埼玉税法研究会事務局長、聖学院大学政治経済学部政治経済学教科教授、聖学院大学大学院政治政策学研究科教授）

2017年5月13日開催の第4回埼玉税法研究会に政治政策学研究科一年次生として参加しました。埼玉税法研究会は、政治政策学研究科税法コース在籍者・修了生および関連の教員を中心として、税法研究の研鑽と親睦とを目的にして、設立されました。

近年、税理士補佐人制度が制定され、税理士も納税者の権利救済に当たることができる法廷陳述権が認められるなど、活躍の場が広がって、今後法廷での税理士の活躍も期待されています。政治政策学研究科では、税務書類の作成だけでなく、税

理士になってから活躍できるように、専門文献の読解や論文作成のカリキュラムが組まれています。

2017年度入学の在籍者12名の中には会計・税理士事務所での実務経験者が半数以上います。その中でも自身は実務経験がなく、今回の木村裕二先生の講演「破産法の実務と課題~同時廃止手続きを中心に~」はとても難しく感じました。実務経験者の方々に聞いても難易度はとても高かったようでした。しかし、IT化が進む今後の時代を見据えるのであれば、会計のみを仕事としていては生きていくのは難しく、税法の知識で様々な面からコンサルタントをしていかなければ需要はなくなってきてしまう可能性もあります。そのためには避けて通ることのできない道なのではないでしょうか。弁護士とともに納税者を守る、そのような機会もありうるはずです。改めて、税法のみの知識だけではなく、納税者に起こりうる様々なことについてアンテナを張っていないければならないことを痛感した方は多いのではないのでしょうか。

税理士を目指す在学生にとって一つの大きな目標である修士論文、その構想報告という場を設けていただきました。入学して一月半の時期に論文の構想を報告するのは入学時に作成した研究計画書を基にさらに深掘をしていく作業でした。大学院に入学し、以前よりは確実に力がつきましたが、論文の構想は難しく、漠然とした構想の方が多かったようです。事前にレジュメを作成して提出するという準備はしていますが、発表時間は1分という短い時間でした。その中での自分の考えを伝えるという作業も大変です。コメントをいただいて、人に伝わるように改善するという一方で、さらに理解を深められたのではないのでしょうか。一年次生の報告全部に対して、埼玉税法研究会会長 吉川先生にコメントをいただきました。私たち一年次生にとって、論文テーマがしっかりと定まらない中、一人一人にコメントをいただき今後の論文構想に対して大きな助言をいただきました。新たに問題意識が生まれる方や、論文の内容自体を変

える方もいます。この構想報告では先生方や外部の方々に聴講いただいて、さらに志を共にする先輩方や、同級生たちの現状や問題点、構想段階などを聴講できる機会はとても良い機会となりました。また、この埼玉税法研究会での修士論文構想報告会を一つの目標に入学当初から少しずつ意識的になるので、とてもいい機会となっています。次回の11月25日の税法研究会でもさらに完成度の高い論文の発表ができるように取組の機会を増やしていきます。さらに、埼玉税法研究会を契機として、学部生や院生への就職機会を外部の方に呼びかけるなど、先生方のサポートに有難味を感じました。

税法研究会後には在籍者・修了生および関連の教員を含め外部の方々もお招きした懇親会も行われました。私自身外部の方や、優秀な先生方と会話ができるのかどうか、とても不安でしたが、お酒の席というのがありますが良い意味での打ち解けた話をするのができたと思います。また、在学生間でもお互いの論文の情報交換や、会話の中でより親睦を深めることができました。

次回、11月25日（土）に行われる税法研究会では先生方、同級生の力を借りて研究を充実させ、さらに質の高い論文での発表にしたいとおもいます。

(文責：河井亮太 [かわい・りょうた] 聖学院大学大学院政治政策研究科修士課程1年)